

三次市教育委員会議案第 4 9 号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則（案）

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 1 項中「，学校医」の次に「，学校産業医」を加え，同条第 2 項中「，小中学校に」の次に「主幹教諭，指導教諭，」を加える。

第 3 0 条の 2 第 1 項中「主幹」を「主幹教諭及び指導教諭」に改め，同条第 2 項を削り，同条 3 項中「主幹」を「主幹教諭」に改め，同項を同条第 2 項とし，同条に次の 1 項を加える。

3 指導教諭は，教諭その他の職員に対して，教育指導の改善及び充実のために必要な指導並びに助言を行う。

様式第 1 号中

「

三次市教育委員会学校教育室

」を

「

三次市教育委員会学校教育課

」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。